

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

1. 案内情報

- 手続名 : 海洋汚染防止設備の検定
- 手続根拠 : 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の1
5第1項
- 手続対象者 : 物件の製造者
- 提出時期 : 物件ごとに異なりますので、最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。
- 提出方法 : 申請書を物件の製造を行う所在地を管轄する各地方運輸局等へ提出してください。
- 手数料 : 海洋汚染防止設備等型式承認規則別表第一及び別表第二
- 添付書類・部数 :
- 申請書様式 : 検定申請書（第四号様式）
- 記載要領・記載例 : 最寄りの各地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先：事業場の所在地を管轄する地方運輸局等へ提出して下さい。
地方運輸局等の所在地は、別紙の地方運輸局等一覧をご参照下さい。
- 受付時間：地方運輸局等一覧に記載しております。
- 相談窓口：最寄りの地方運輸局等へお問い合わせ下さい。

3. 手続情報

- 審査基準 : 海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書に関する技術上の基準を定める省令
- 標準処理期間：現場における検査終了後2日。
- 不服申立方法：行政不服審査法の規定による。

検 定 申 請 書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項において準用する船舶安全法第6条ノ4第1項の検定を受けたいので、海洋汚染防止設備型式承認規則第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 検定を受けようとする物件の型式承認番号、名称及び型式
- 2 検定を受けようとする物件の数量並びにその製造年月及び製造番号
- 3 検定を受けようとする物件を製造した事業場の名称及び住所
- 4 検定を受けようとする時期
- 5 検定を受けようとする場所